

公認学生団体の宿泊を伴う活動における条件・ガイドライン 第2版

改定履歴

| 改定日 | 改定要旨 |
|------------|---|
| 2022/06/10 | 初版 |
| 2023/3/9 | 第2版 III. 宿泊を伴う活動で体調不良者、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった者が出た場合の対応について（5）について記載変更 IV. 宿泊を伴う活動における濃厚接触に相当する行為の考え方 について記載変更 |

公認学生団体の遠征や合宿等の宿泊を伴う活動について、以下の通りとします。

1. 活動条件

(1) 国内における活動について

以下の条件をすべて満たし、事前に学外行事届を提出し受理されたものについて実施を認めます。

- ◆ 学生団体の主たる目的を実施するもので、活動内容に応じて濃厚接触を極力減らす感染症対策がとられていること。
- ◆ 現地で新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった者や濃厚接触者が発生した場合、参加者および実施団体の責任で対応すること。
- ◆ 参加者本人が活動による感染リスクおよび不利益について正しく理解した上で参加を希望していること。

(2) 国外における活動について

上記の条件に加え、現地で陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応について書面にまとめた上で、事前に海外活動申請書と共に提出し受理されたものについて実施を認めます。このとき、「[塾生の国外留学等に伴う渡航について\(2022/6/15\)](#)」の渡航を認める主な条件に準じてください。外務省の感染症危険情報レベル1以下の国への渡航を原則としています。外務省の感染危険情報がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上の国への渡航については、活動内容、参加の条件、感染予防対策、現地において陽性者が発生した場合の対応などについてより詳細に検討することが求められます。

2. 宿泊を伴う活動における感染症対策ガイドライン

以下に宿泊を伴う活動における感染症対策を示します。宿泊を伴う活動では、自宅を出発してから帰宅するまでの間を活動期間と捉え、濃厚接触を極力発生させないことが重要です。目的とする課外活動に加えて、食事、休憩時間、就寝時などの活動期間中の生活活動全般における感染防止対策について、以下を参考に策定し、実施にあたっては参加学生の個人任せにせず、遵守の徹底をお願いします。

I. 個人の感染防止対策の徹底

参加者が、[「2023年3月からの新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について」](#)に記載されている感染予

防策について理解し、遵守することを確認してください。また、以下の項目について実施いただくようお願いいたします。

- 1) 発熱や新型コロナウイルス感染症の症状を疑う体調不良があるときは、自宅で健康観察し、活動への参加は控えてください。
- 2) 感染リスクが高い“濃厚接触”に相当する行為が極力少なくなるよう努めてください。
- 3) 濃厚接触に相当する行為があったと判断される場合は相手を記録し、新型コロナウイルスに感染した場合にすぐに連絡をとれるようにしてください。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になったときは、濃厚接触者に相当する人、所属団体の責任者、保健管理センター等にすぐに連絡してください。
- 5) 陽性者から濃厚接触者に相当する連絡を受けたときは、外出を控えて健康観察をしてください。

II. 宿泊を伴う活動で事前に認識する必要がある不利益

宿泊先滞在中に新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合および濃厚接触者になった場合、保健所、宿泊施設等との調整は複雑で、かつ自治体によって対応が異なることがあります。

- 1) 陽性者、濃厚接触者は公共交通機関が利用できなくなります。
- 2) 陽性者は、入院・宿泊療養施設への移動までの間、宿泊施設での延泊が必要になる可能性があります（自治体によっては、入院・宿泊療養施設が提供されない場合があります）。
- 3) 濃厚接触者には入院・宿泊療養施設が提供されないので、公共交通機関を使わずに帰宅するか宿泊施設で延泊する必要があります。
- 4) 体調不良者が出たことで活動を中止した場合、キャンセル料等の負担がかかることがあります。

現地での調整や経費負担は、当事者自身に行っていただくことになります。この点について参加者全員が了解していることを責任者が確認してください。

III. 宿泊を伴う活動で体調不良者、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった者が出た場合の対応について

- (1) 体調不良者は速やかに帰宅させてください。また体調不良者が出た段階で、即時活動を中止して全員が帰宅することを推奨します。ただし、体調不良者と濃厚接触に相当する行為がなかったことを立証できる参加者については、必ずしも活動を中止する必要はありません。体調不良者が出たときの対応については、事前に決定して参加者全員に周知してください。体調不良者が発生した場合や活動を中止する場合には会長に連絡してください。
- (2) 体調不良者が現地あるいは帰宅後の検査で陽性となった場合、陽性者と濃厚接触に相当する行為がなかったことを立証できない参加者については、濃厚接触相当者として所定期間の自主隔離と健康観察を行ってください。
- (3) 陽性者、濃厚接触相当者が現地にいる場合、現地の保健所、宿泊施設等との調整は、責任者を中心に当事者自身で行ってください。濃厚接触相当者については、現地の保健所から濃厚接触者に該当しないとの判断をされた場合には自主隔離を解除できます。
- (4) 宿泊を伴う活動の終了日を0日として、2日以内に参加者から陽性者が出た場合には、濃厚接触相当者は自主隔離と健康観察をしてください。
- (5) 複数の人が同時期に陽性者であることが判明した場合は集団感染が疑われます。学生責任者は保健管理センターに連絡、相談をしてください。

IV. 宿泊を伴う活動における濃厚接触到に相当する行為の考え方

会食、カラオケ等での長時間会話、発声など感染リスクが高いと判断されるものを、濃厚接触到に相当する行為と考へます。陽性者が発生したときに濃厚接触到相当者を確定できるようにしてください。濃厚接触到に相当する行為の記録が不十分な場合には、活動参加者全員が濃厚接触到相当者となります。

V. その他の注意事項

- (1) 活動への参加は、感染リスクや不利益を正しく理解した上で本人が希望することを前提とし、参加の強要や参加しなければいけない雰囲気を作成することは避けてください。
- (2) ワクチン接種を活動に参加するための条件としないください。
- (3) 体調不良者によって活動が中止や計画変更になった場合、体調不良者が組織内で不利益な扱いを受けたり、批判の対象になったりしないよう留意してください。

以上